



三重県公報

令和7年10月29日（水）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	選 管 告 示		
90	当選の効力に関する異議申出に対する決定	（選挙管理委員会）	2

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 90 号**

令和 7 年 9 月 24 日付けで三重県桑名市大字芳ヶ崎 836-3 城田琢士、三重県桑名市大字芳ヶ崎 722 伊藤俊彦及び三重県桑名市大字芳ヶ崎 1062-5 城田忠彦から提起されました同年 9 月 7 日執行の三重県議会議員補欠選挙（桑名市・桑名郡選挙区）の当選の効力に関する異議の申出について、同年 10 月 22 日に決定しましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 215 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 10 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

決 定 書

三重県桑名市大字芳ヶ崎 836-3

異議申出人 城田 琢士

三重県桑名市大字芳ヶ崎 722

異議申出人 伊藤 俊彦

三重県桑名市大字芳ヶ崎 1062-5

異議申出人 城田 忠彦

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 7 年 9 月 24 日付けで提起された令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、三重県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

申出人は、本件選挙の最下位当選人である難波聖子の当選を無効とする決定を求めて、当委員会に対して異議を申し出たものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 最下位当選人である難波聖子と、次点である柴田理恵の得票数はそれぞれ、9,513 票、9,493 票であり、その差は僅か 20 票である。得票率にして約 0.05%に過ぎず、票の再点検により当選人が変わる可能性がある。
- 2 無効票が 1,063 票あるが、高齢等により筆圧が薄い、文字が不明瞭等の理由により、無効とされた票の中に、柴田理恵の有効と判断されるべき票が含まれている可能性がある。
- 3 機械のエラーによる集計ミス等で、有効票が誤って無効票とされた可能性や柴田理恵の有効票が他候補の有効票とされた可能性がある。全ての投票用紙を再度確認することを求める。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を受理した後、本件選挙の開票を行った桑名市選挙管理委員会及び木曾岬町選挙管理委員会（以下、それぞれ「市委員会」、「町委員会」といい、あわせて「市町委員会」という。）から関係資料の提出を受け、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する訴訟において、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成 4 年 12 月 17 日名古屋高裁判決、同旨昭和 28 年 2 月 17 日東京高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。

市町委員会から提出された関係書類等を総合すると、本件選挙の開票事務については、概ね以下の事実が認められる。

1 桑名市における開票事務について

- (1) 開票は、令和 7 年 9 月 7 日午後 9 時 30 分から三重県桑名市中央町三丁目 38 番地ヤマモリ体育館（桑名市体育館）において行われた。

なお、同日執行された三重県知事選挙の開票についても、同時刻から、同会場において行われた。

- (2) 本件選挙における開票立会人は3人であり、全員が届出による者であった。このうち、水谷麻美は難波聖子候補が届け出た者であり、伊藤敏武は柴田理恵候補が届け出た者であった。

- (3) まず、開票事務に先立ち、開票管理者の指示により、開票立会人が投票箱の施錠確認を行った。午後9時30分を待ち、開票管理者の指示により、投票箱開錠担当者が投票箱の錠を開け、票を開披台上に取り出した。投票箱が空になったことを確認し、蓋の内側、投票箱の内側が見える状態で、所定の場所に置いた。投票用紙は開披作業担当者が混同した後、一定量を取り、縦・横を揃えたうえで透明容器に入れた。透明容器内に票が溜まったら、透明容器ごと「運搬用トレイ」に入れ、読取分類機横のボックスに運んだ。

- (4) 読取分類機での作業は複数名で役割を分担しており、1人目の担当者は、持ち込まれた透明容器から票を取り出し、投票用紙の縦・横を再度整えた。この際、折れたままの票があれば開いた。

2人目の担当者は、投票用紙を読取分類機に入れ、票の分類を行った。この時、リジェクト、読取不能となった票は再度分類機に入れ、再度リジェクト、読取不能となった場合は、読取不能票（疑問票）とした。

3人目の担当者が、読取分類機で立候補者ごとに分類された票を分類用透明容器に候補者別に分けて、表向きに入れた。分類された票のうち、白票は、「白票用透明容器」に、読取不能票（疑問票）は、「読取不能票用透明容器」に入れた。

読取分類機で候補者別に分類された票の入った透明容器を、各候補者トレイごと、候補者別に分かれている点検台に回付した。

また、分類機のメンテナンス事業者2名を配備し、投票用紙のつまり等が生じた際は直ちに対応する体制を取ったため、作業遅延が発生するなどの問題はなかった。

- (5) 候補者別の点検台では2人1組となって、それぞれ表面、裏面の確認を行った。まず1人目が回付された票を取り出し、裏面のみを見て、記載がないか確認した。次に2人目が表面のみを見て候補者の氏名を確認し、点検後、各候補者票を計数台の候補者別トレイに回付した。

ここで、白票や裏書き票が見つかった場合は、「疑問票用透明容器」に入れた。

- (6) (4)で読取分類機から出された「読取不能票」は、疑問票連絡員によって、読取不能仕分台に運ばれた。読取不能仕分台の担当者6名は運ばれた読取不能票を有効票と疑問票に分類した。この疑問票について、氏名票点検担当4名がさらに有効・無効（疑問）に分類した。この時、有効と判断された票は、裏面に何も書かれていないことを確認し、有効トレイに候補者別に入れた。無効と判断した票については、「疑問」「記号」「雑事」「知事候補者」及び有効・無効を判断し難い票については「合議」のいずれかの透明容器に入れ、疑問票仕分台に送付した。

疑問票仕分台の担当者3名が、事前に作成した投票効力判定基準に基づき協議し、判読し難い文字は『五體字類』等を参照し、これらの疑問票の有効・無効を判断した。有効と判断された票は、裏面に何も書かれていないことを確認し、有効トレイに候補者別に入れた。無効と判断された票は、無効事由に分類し、最終分類を行った。最終分類された無効票は、計数機を使用して20票ずつに分け、20票に満たない票はその票数のまま、「無効投票決定表」を付し、票数等を記入のうえ、内容審査欄に押印した。無効投票決定表添付補助簿の該当欄に号数と票数を記載した後、これらの無効票は、疑問票連絡係によって開票管理者、開票立会人に回付され、確認を受け、所定欄に押印を受けた。

- (7) (4)で「白票用透明容器」に入れられた白票は白票台に送付された。白票台では担当者が2人1組となって、1人目の担当者が裏面に何の記載もないことを、2人目の担当者が表面に何の記載もないことを確認し、完全白票トレイの透明容器に入れた。

続いて、白票括束作業では、担当者が2人1組となり、完全白票トレイ内の白票の括束を行った。まず1人目が計数機を使用して20票ずつにわけ、さらに2人目が20票ずつの票をさらにもう1台の別の計数機を使用して20票であることを確認し、クリップで留めた。

さらに、これらの束に「無効投票決定表」を付し、票数等を記入のうえ、内容審査欄に押印し、完全無効トレイに入れた。無効投票決定表添付補助簿の該当欄に号数と票数を記載した後、これらの白票は、疑問票連絡係によって開票管理者、開票立会人に回付され、確認を受け、所定欄に押印を受けた。

- (8) 計数係は、(5)の点検作業、(6)の疑問票点検作業で有効と判断された票を100票単位で数えた。計数係は原則として担当する候補者を固定して計数を行った。まず、第1計数係が「候補者別トレイ」から票のみを取り出し、対象候補者の票であることを確認した。そのうえで票を計数機にセットし、100票を数えた。計数した100票を「第1計数終了トレイ」内の透明容器に入れた。

続いて、第2計数係が上記の透明容器内の票を取り出し、もう1台の計数機を用いて間違いなく100票で

あることを確認した。この際、1票でも数に増減があった場合は、全ての票を透明容器に戻し、第1計数係に差し戻すこととなっていた。

確実に100票であることを確認し、括束用トレイ内の透明容器に数え終わった100票を輪ゴム1本で括って入れた。

開票作業終盤では、100票に満たない端数束が送付されてくるが、第1計数係、第2計数係、括束係間で票数を告げ、誤りを防止した。

- (9) 「括束用トレイ」内には100票ずつの束が5束入っており、括束係は、それぞれについて他候補者票の混入の有無を確認した。確認後、1つにまとめ、500票分を輪ゴム3本で束ねた。その後、バーコード付きの「有効投票点検票」を付し、「括束係」欄に押印を行った。

なお、開票事務の終盤には、投票用紙が500票に満たないまとまりで送付されてくるが、この場合、100票の束は、輪ゴムで括ってあるが、100票に満たない束は輪ゴムで括らない扱いとし、混同されないようにしていた。

他候補者の混入がないことを確認したのち、端数票を1束にまとめた。端数用の「有効投票点検票」を付し、その端数票を輪ゴム3本で束ね、第2計数係から聞いた票数を赤鉛筆で記入したうえで有効投票点検票の「括束係」欄に押印した。

括束済みの票は計算係に回付した。

- (10) 計算係は第1計算係と第2計算係の2人1組で、括束係から送付された有効投票点検票束を開票集計システムで集計した。

まず、第1計算係が開票集計システムを使って有効投票点検票のバーコードを読み取って集計し、有効投票点検票を第2計算係に手渡し、第2計算係も同様に別の端末を用いてバーコードを読み取って集計し、第1計算係と同数であることを確認したうえで、有効投票点検票束を「計算済トレイ」に番号順に並べた。以後、作業を繰り返し、500票の束を全て読み取った。端数票についても、第1計算係と第2計算係それぞれでバーコードを読み取り、票数を手動で入力し同数であることを確認した。

- (11) 計算確認係は、「計算済トレイ」内から有効投票点検票束を取り出し、得票計算簿の該当欄に赤鉛筆で丸を付すとともに、有効投票点検票の「計算係」欄に押印し、「計算確認済トレイ」に候補者ごとに番号順に並べた。

- (12) 完全有効点検台・集積台担当者は、市委員会の指示を待って、有効投票点検票束を完全有効点検台へ運び、候補者別に順番に並べた。

- (13) 有効投票点検票束が一定量並べられたら、市委員会書記長等が声掛けを行い、開票管理者及び開票立会人は有効投票点検台に並べられた候補者別の投票用紙の束を1つ1つ確認した。開票立会人が確認に際して疑問点等がある場合は、疑問票担当者の職員をその場に呼んで丁寧な説明を行う体制であったが、疑問点、異議等は出なかった。

- (14) 中間速報ごとに、開票速報の用紙にステープル留めした有効投票決定票に開票管理者及び開票立会人の押印をもらったうえで、中間速報時刻に場内に向けて票数を発表した。

- (15) 完全有効点検台・集積台担当者は、市委員会の指示を待って、完全有効点検台の有効投票点検票束を完全有効集積台へ運び、候補者別に順番に並べた。

- (16) 市委員会職員が、(11)で記載された得票計算簿の有効票数が投票確定数から(6)及び(7)で記載された無効投票決定表添付補助簿の無効票数を引いた数であることを確認し、集計を確定した。

集計の結果は、投票人数46,508人、投票数は同じく46,508票で持ち帰り票等はなく、うち有効投票45,496票、無効投票1,012票（うち白紙投票685票）であり、有効投票のうち、市野修平候補の得票は18,947票、難波聖子候補の得票は9,139票、柴田理恵候補の得票は9,029票であった。この集計結果に基づき作成された開票録を作成し、開票管理者及び開票立会人が内容を確認のうえ、署名した。

なお、以上の作業進行中、疑問票・無効票について、開票立会人からの疑問、異議の申出はなかった。

2 木曽岬町における開票事務について

- (1) 開票は、令和7年9月7日午後9時00分から、開票管理者及び3名の開票立会人のもと、三重県桑名郡木曽岬町西対海地251木曽岬町福祉・教育センター集会室において行った。開票立会人は3人全員が町委員会の選任した者であった。

なお、同日執行された三重県知事選挙の開票についても、同時刻から、同会場において行われた。

- (2) 木曽岬町内の各投票所から本件選挙の開票所である木曽岬町福祉・教育センター集会室に運搬されてきた投票箱は、開票管理者の「開票開始」の宣言により開票係により一斉に開かれ、開披台の上に全ての票を取

り出した。

- (3) 開票係が空になった投票箱を持ち回り、開票管理者及び開票立会人の確認を受けた。
- (4) 開票係が投票用紙の重なりや折れをなくし、四隅を揃え、投票用紙読取分類機横に整理した。なお、全ての投票箱は投票用紙を取り出した後、開票が終了するまで開票所内で保管していた。
- (5) 開票係は読取分類機 1 台を使用し、投票用紙を各候補者の名前が記載された有効票、白紙票及び読取不能票に分類した。

有効票は候補者別にまとめて氏名確認係に、白票は氏名確認係に、読取不能票は有効・無効決定係にそれぞれ回付した。

- (6) 有効・無効決定係は読取分類機で読み取りができなかった投票用紙を 2 人以上で有効・無効を判断し、有効票は候補者別にまとめて計数係に、無効票はバーコード付決定表を添付し、計数係に回付した。

その際、有効・無効の判断にあたっては、一般財団法人地方財務協会発行の「地方選挙のための投・開票事務ノート」及び当委員会事務局から送付した「三重県議会議員補欠選挙の投票の効力に関する考え方について」を参考とした。

- (7) 氏名確認係は回付されてきた有効票の中に他の候補者の有効票や疑問票が混入していないか担当者が再度点検し、計数係に回付した。また、回付されてきた白票の中に記入がある票がないか担当者が再度点検し、計数係に回付した。

この際、「確認済み」の旨、及び候補者名を記載した容器を用意し、点検漏れを防止する措置を取った。

- (8) 計数係は回付されてきた有効票及び無効票を含む各票束を容器の候補者名等と同一であることを確認した後、2 台の計数機を使用し、同一票を計 2 回計数した。

2 回の計数が終了した投票用紙を 50 票 1 束にして、バーコード付決定表を添付し、結束係へ回付した。

各候補者等の票数が 50 票に満たない場合は、2 回の計数をした後、バーコード付決定表にその票数を記入し、結束係へ回付した。

- (9) 結束係は、最終点検として票の混在がないか確認作業を行ったうえで、候補者名等記載のバーコード付決定表と投票用紙を結束した。

- (10) 第 1 計算係が回付されてきたバーコード付決定表をバーコード読み取りにより 1 回目の自動集計を行った。

その際、各候補者等の票数が 50 票に満たない端数票は、2 人 1 組で票数を確認のうえパソコンに入力した。

- (11) 次に、有効票、無効票ごとにまとめられた各票束を開票立会人全員と開票管理者に回付し、それぞれ確認を受けた。

- (12) 開票立会人は 1 人ずつ、自席において回付されてきた全ての票を点検後、各票束に付された決定表の所定の欄に押印を行い、次の開票立会人に回付した。

- (13) 全ての開票立会人による点検を受けた票束は、開票管理者に回付し、有効・無効を決定した。

- (14) 第 2 計算係は開票立会人、開票管理者に回付し確認を受けた各票束を、2 人 1 組で、50 票束はバーコード読み取りによる自動集計で、50 票未満の端数票は票数をパソコンに入力し、候補者等別に集計を行った。

なお、集計作業は同一の票束を 2 台のパソコンで入力し、それぞれの数値を確認しながら行った。

- (15) 集計作業を行った票束は開票所後方にある参観人席からも目視で確認できる位置に配置した確定票台の上に配置した。

- (16) 集計の結果、本件選挙の投票人数は 1,939 人、投票数は同じく 1,939 票で持ち帰り票等はなく、うち有効投票数は 1,888 票、無効投票は 51 票（うち白紙投票 37 票）であり、有効投票のうち、市野修平候補の得票は 870 票、柴田理恵候補の得票は 464 票、難波聖子候補の得票は 374 票であった。

- (17) 最後に、開票結果を記載した開票録を作成し、開票管理者及び全ての開票立会人が開票録の記載が真正であることを確認のうえ、自ら署名を行った。

なお、以上の作業進行中、疑問票・無効票について、開票立会人からの疑問、異議の申出はなかった。

3 三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙選挙会について

本件選挙に係る選挙会は、桑名市、木曽岬町の開票管理者から三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙選挙長に開票結果の報告があった後、9 月 9 日午前 10 時 00 分から 10 時 08 分まで、三重県桑名市中央町 5 丁目 71 番地三重県桑名庁舎 3 階第 1 会議室において開催された。選挙立会人は 3 名全員が選挙長の選任した者であった。選挙長及び選挙立会人による開票結果の確認が行われ、これによると、投票人数 48,447 人、投票数は同じく 48,447 票で持ち帰り票等はなく、うち有効投票 47,384 票、無効投票 1,063 票（うち白紙投票 722 票）であり、有効投票のうち、市野修平候補の得票は 19,817 票、難波聖子候補の得票は 9,513 票、柴田理恵候補の得票は 9,493 票であり、最下位当選人である難波聖子候補と次点である柴田理恵候補の得票差は 20 票だった。

この結果に基づき選挙録を作成し、選挙長及び選挙立会人が内容を確認のうえ、署名した。

以上によれば、本件選挙の開票事務は、他の候補者の票の混入がないか、集計の誤りがないか、有効無効の判断に誤りがないかについて、幾重にもチェックを行うとともに、開票管理者、開票立会人の確認を受けつつ、適法かつ適正に執行されたものと認められる。

具体的には、申出人は違法の可能性の根拠として、機械のエラーによる集計ミスを指摘するが、上述のとおり、いずれの開票所においても読取分類機による分類後には、人間の目による記載内容の確認が行われており、計数及び票数のシステムへの入力の際は、別々の機械、端末を用いて、それぞれ確認を2回行うことで誤りを防止している。

また、有効無効の判断に人為的なミスがあった可能性についても指摘するが、有効無効の判断については、2人以上の担当者によって確認されており、開票立会人の確認を受けつつ行われている。

なお、申出人は、当選無効原因として「各候補者の有効得票数の算定の違法」を主張していると推察するが、算定の違法を裏付ける具体的な証拠を示している訳ではない。

以上を踏まえると、最下位当選者と落選者の票差が20票であるとはいえ、5人の候補者の氏名に類似性が見られないこともあわせて考えると、申出人の主張は憶測の域を出ないものである。

よって申出人の主張は採用できない。

4 結論

以上のとおり、本件選挙における当選人の当選を無効とする申出人の主張は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

令和7年10月22日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

教示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日から30日以内に、三重県選挙管理委員会を被告として、名古屋高等裁判所に訴えを提起することができる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
